

令和 7 年度 (2025 年度) 長野市立長野中学校入学者選抜要項

長野市教育委員会

第 1 総則

1 募集定員

70 名

2 入学志願資格

長野市立長野中学校（以下「市立長野中学校」という。）を志願することができる者は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。ただし、本校を志願する者は、他の公立中等教育学校又は公立併設型中学校への出願はできない。

(1) 令和 7 年 (2025 年) 3 月に、小学校又は特別支援学校の小学部（以下「小学校」という。）を卒業する見込みの者で、保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）とともに長野市内に居住する者

(2) 長野市教育委員会が特別に志願を承認した者

3 通学区域

長野市全域とする

4 入学者選抜の日程

項 目	期日又は期間	備 考
(1) 志願受付期間	令和 6 年 (2024 年) 11 月 12 日 (火) から 11 月 14 日 (木) まで	ア 受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、受付最終日は、午前 9 時から午後 3 時までとする。 イ 郵送による場合は、受付最終日の午後 3 時までに到着したものに限り受け付けるものとする。
(2) 適性検査等の実施期日	令和 6 年 (2024 年) 12 月 7 日 (土)	
(3) 合格者の発表期日	令和 6 年 (2024 年) 12 月 17 日 (火)	市立長野中学校において、午前 9 時以降に行うものとする。
(4) 入学確約書の提出期限	令和 6 年 (2024 年) 12 月 24 日 (火)	午後 3 時までとする。

5 入学志願

(1) 志願手続

ア 志願者は、次の書類を在籍小学校長又は特別支援学校長（以下「在籍小学校長」という。）を経て、長野市立長野中学校長（以下「市立長野中学校長」という。）に提出すること。

(ア) 入学願書（市立様式第 1 号）

(イ) 受検票（市立様式第2号）

(ウ) 入学審査料 現金 2,200円

イ 在籍小学校長は、当該学校の志願者から提出された上記アに定める書類に、報告書（市立様式第3号）を添えて、4の(1)に定める期間内に市立長野中学校長に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は角形2号の封筒を使用し、配達日指定の簡易書留とすること。（入学審査料については、郵便小為替を簡易書留に同封すること。）

(2) 市立長野中学校長は、志願書類を受け付け、次の事務を行うこと。

ア 入学志願者受付台帳（市立様式第4号）の作成

イ 入学願書の受付年月日及び受付番号の記入

ウ 受検票の交付（検査場所決定後、郵送にて在籍小学校長に送付）

(3) 市外（海外を含む。）からの志願

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する志願者は、長野市教育委員会の承認を受けること。

(ア) 市外の小学校に在籍する者で、保護者の転勤に伴う一家転住等により、令和7年(2025年)4月以降長野市内に居住することが明らかな者

(イ) 外国において、学校教育における6年間の課程を修了又は修了する見込みの者で、令和7年(2025年)4月以降長野市内に居住することが明らかな者

イ 志願承認願の提出

(ア) 受付期間

令和6年(2024年)10月23日（水）から11月1日（金）までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで

(イ) 提出書類

長野市立長野中学校志願承認願（市立様式第5号）

特別の事由を証明する書類

(ウ) 提出先

長野市教育委員会事務局 学校教育課（在籍小学校を経て提出すること。）

ウ 志願の承認

(ア) 長野市教育委員会による審査の結果、志願が認められた場合には、志願者の在籍小学校長に長野市立長野中学校志願承認書（市立様式第6号）を送付する。

(イ) 志願者は、入学願書の所定の箇所に、長野市立長野中学校志願承認書右上の志願承認番号を記入のうえ、(1)に定める手続を行うこと。

6 報告書の作成

報告書については、長野県立中学校のものを準用する。

(1) 在籍小学校長は、報告書の公正を期するため、各校で長野県立中学校入学者選抜要綱に則り組織する報告書作成委員会を用いること。この委員会は、学校長を委員長とし、委員には、教頭、第6学年主任及び第6学年の指導を担当する教職員を充てること。

(2) 報告書の各欄は小学校児童指導要録に基づいて記入し、第6学年については、当該年度の10月31日現在における志願者の学習状況に基づいて評価等を記入すること。

第2 入学者の選抜

1 選抜の資料

- (1) 長野市教育委員会が実施する選抜のための適性検査・作文の結果
- (2) 志願者の在籍小学校長から提出された報告書の内容
- (3) 志願者に対し実施する面接の結果

2 選抜のための適性検査・作文及び面接

(1) 日程

日 程	時 間	備 考
受 付	8:50～9:10 (20分)	
点呼・諸注意	9:10～9:40 (30分)	移動・入室を含む。
適 性 検 査	9:50～10:40 (50分)	
休 憩	10:40～11:00 (20分)	
作 文	11:00～11:50 (50分)	
昼 食・休 憩	11:50～12:40 (50分)	
面 接	12:45～17:00	面接が終了した志願者から解散とする。

※ 市立長野中学校長は、公共交通機関に遅れが生じた場合等は、学校教育課長の承認を得て検査に支障のない範囲で時刻を変更することができる。

(2) 検査場所

長野市立長野中学校・長野高等学校

(3) 適性検査・作文の内容

- ア 小学校学習指導要領に基づき、市立長野中学校入学後の学習や生活に取り組んでいく上で必要な適性を検査することを基本とし、入学後に求められる思考力・判断力・表現力等をみることができるものとする。
- イ 適性検査では、文章や資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に思考・処理する力、的確に表現する力等をみる。また、社会や身近な地域、生活の中にある事象や課題について、自分の経験や知識で分析し、社会や身の回りの環境に働きかけようとする意欲をみる。
- ウ 作文では、文章や資料から、その内容を的確に読み取ったり、自分の経験に基づく自分の考えや感じたことを論理的かつ適切に表現したりする力をみる。
- エ 適性検査及び作文の内容については、小学校6年生の概ね11月までに学習した内容を基にしたものとし、ともに筆記による検査とする。

(4) 面接の内容

- ア 集団面接とし、1グループの人数は6～8人以下を目安とする。
- イ 面接時間は、1グループあたり概ね20分間を目安とする。
- ウ 面接は、志願理由や学習への関心・意欲、集団生活への適応等をみるものとする。

3 選抜の方法

- (1) 市立長野中学校長は、学校教育目標、使命、目指す学校像及び入学後に必要な適性等が備わっているかの観点から、1に定めた資料に基づき総合的に判定し合格者を決定すること。
- (2) 選抜の手順
 - ア 適性検査は100点満点、作文は50点満点とし、計150点満点とする。
 - イ 報告書の各教科の学習の記録は、第5学年及び第6学年の評定を判定の資料とする。
 - ウ 報告書は、各教科の学習の記録のみにとらわれず、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録並びに総合所見及び指導上参考となる諸事項の記録を総合して選抜の資料とする。
 - エ 面接の結果は、A、B又はCの3段階で評価する。
 - オ 適性検査・作文の得点と報告書の評定に、報告書の記載事項及び面接の結果を加味し、総合的に判定するものとする。
- (3) 市立長野中学校長は、必要がある場合は、報告書の記載事項について、在籍小学校長から、更に詳細な報告を求めることができる。

4 選抜結果の発表及び入学の確約

- (1) 市立長野中学校長は、第1の4の(3)に定める期日に、入学者選抜において合格し、入学予定者に内定した者に入学者選抜合格通知書（市立様式第7号）を、在籍小学校長に入学者選抜結果通知書（市立様式第8号）を送付するとともに、合格者の受検番号を校内に掲示し、併せて自校の公式ホームページに掲載すること。
- (2) 入学者選抜合格通知書を受けた者のうち市立長野中学校に入学しようとする者は、入学確約書（市立様式第9号）を、在籍小学校長を経て、第1の4の(4)に定める期限までに市立長野中学校長に提出すること。
- (3) 市立長野中学校長は、入学確約書を提出した者を入学予定者とし、直ちに入学予定者証明書（市立様式第10号）を交付すること。
- (4) 入学予定者の保護者は、長野市教育委員会に、交付された入学予定者証明書を持参し、入学予定者が市立長野中学校に就学する旨を、速やかに届け出ること。

5 入学辞退

入学確約書提出後、入学予定者がやむを得ない事情により入学を辞退する場合は、在籍小学校長を経て、速やかに入学辞退届（市立様式第11号）を市立長野中学校長に提出しなければならない。

6 繰上げ入学予定者の決定

- (1) 市立長野中学校長は、入学予定者の人数が募集定員に達しない場合は、順次、繰上げ順位に従って繰上げ合格候補者の入学の意思を電話等により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ入学予定者として決定し、入学者選抜繰上げ合格通知書（市立様式第12号及び第13号）を繰上げ入学予定者及び在籍小学校長に令和7年(2025年)1月31日（金）までに送付すること。
- (2) 市立長野中学校長は、令和7年(2025年)2月3日（月）以降、入学予定者の他市への転居等により、急な欠員が生じた場合には、繰上げ入学予定者の決定を行うことができる。

第3 障がいのある志願者への受検上の配慮

- 1 障がいがあることにより、受検上の配慮が必要な志願者の在籍小学校長は、当該志願者の受検に際して市立長野中学校長との連携を十分に図り、障がいのある志願者への受検上の配慮願（市立様式第14号）を速やかに市立長野中学校長に提出すること。
- 2 障がいのある志願者への受検上の配慮願の提出期限は、令和6年(2024年)11月1日（金）午後5時までとする。
- 3 障がいのある志願者への受検上の配慮願の提出を受けた市立長野中学校長は、速やかに学校教育課長と協議し、その結果を当該小学校長に連絡すること。

第4 個人情報の取扱い

- 1 入学志願者から提出された入学願書及び報告書等に記載されている個人情報並びに適性検査等の入学者選抜を通じて市立長野中学校長が取得した個人情報は、次の目的以外には利用しない。
 - (1) 入学者選抜の資料及び入学手続に係る業務
 - (2) 入学後の教育及び指導
 - (3) 市立長野中学校の教育制度及び入学者選抜制度の改善のための調査及び研究
- 2 検査結果等に関する口頭での保有個人情報提供申請
 - (1) 志願者又は保護者（以下「申請者」という。）は、適性検査、作文及び面接のそれぞれの結果に関して、口頭での保有個人情報提供申請を行うことができる。
 - (2) 提供場所は市立長野中学校とし、申請後直ちに提供を行うものとし、口頭での申請期間は合格者発表日から1年間とする。
 - (3) 提供する保有個人情報の内容は、入学志願者受付台帳の当該志願者に関する記載欄とする。ただし、備考欄は除く。
 - (4) 申請者は、申請者が志願者本人である場合は、本人であることを示す書類（受検票、健康保険の被保険者証等）を提示し、申請者が保護者である場合は、次のアからウまでの書類を提示しなければならない。
 - ア 長野市立長野中学校保有個人情報提供口頭申請における志願者本人の承諾書(市立様式15号)
 - イ 申請者が申請者本人であることを示す書類（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
 - ウ 申請者が保護者であることを示す書類（戸籍抄本、住民票の写し等）

第5 その他

- 1 市立長野中学校長は、提出書類の記載事項に事実と相違している点が認められたときは、入学の許可を取り消すことができる。
- 2 市立長野中学校長は、入学志願者数、選抜の結果その他必要事項について、学校教育課長に報告すること。各報告の提出期日、様式等については別に通知する。
- 3 この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、別に定める。

入試に関する問い合わせ先

長野市教育委員会事務局学校教育課

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL 026(224)5097

長野市立長野中学校

〒381-0041 長野県長野市大字徳間 1133 番地

TEL 026(296)1241